

生徒心得

本校の教育目標である自主自律の精神で、個性をのびやかに育てよう。物事の本質を見きわめるよう努力し、正しい自由の精神を体得して、良識をもって自らを律するよう心掛けよう。学ぶ喜び、創造の喜びを常に失うことなく、教養の向上に努めよう。人格を尊重し、生徒相互に敬愛と親和の情をはぐくみながら、自己の豊かな内面に基づいた信念と責任において行動しよう。

1. 服装について

(1) 制服

ア. 冬服（10月1日より5月31日まで）

男子は、黒詰襟服上着とスラックス、白無地の Y シャツを着用する。左襟に学年バッジをつける。
女子は、指定のブレザーとスカートまたはスラックス、白無地の Y シャツまたはブラウスに指定のネクタイを着用する。左襟に学年バッジをつける。

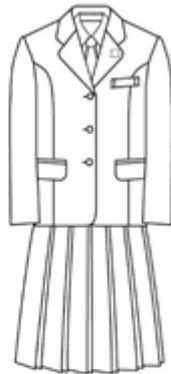
※制服の下にセーター、カーディガン、ベストの着用も認める（ただし、色は無地の紺、黒、グレー、茶、ベージュ、白とする。パーカー、トレーナーの着用は不可。）

※冬服期間中の登下校時に、黒詰襟服、ブレザーの上にはおる防寒着の着用を可とする。ただし色形は華美でないものとする。

〈男子制服〉



〈女子制服〉



スカート
または
スラックス

イ. 夏服（6月1日より9月30日まで）

男女ともに、冬服から上着（男子は黒詰襟服、女子はブレザー）を外したものとする。ただしシャツは、開襟シャツ、ポロシャツも可とする。学年バッジはつけない。女子で開襟シャツ、ポロシャツを着用する場合はネクタイは着用しなくてよい。

※ポロシャツは、胸、袖に企業ロゴマーク（ワンポイント）は可とする。自作ロゴマークは不可とする。襟や袖等に別色のラインや模様が入ったものは不可とする。

※ 企業ロゴマークは4cm四方以内が目安

ウ. 移行期間（5月、10月）

5月と10月は移行期間とし、夏服着用を可とする。また、5月～10月は体温調節のために、セーター、カーディガン、ベストの着用を認める。（ただし、色は無地の紺、黒、グレー、茶、ベージュ、白とする。パーカー、トレーナーの着用は不可。）

(2) 履物

上履きと下履きの区別をはっきりとし、上履き及び体育館履きは指定の色のものを用いる。

(3) その他

ア. 高校生としてふさわしい身だしなみで学校生活をおくるよう心がける。

イ. 異装の必要がある場合は、HR担任の許可を受けてから着用する。

2. 登校、下校について

- (1) 歩行者、自転車通学者共に交通規則を守り、事故防止に留意する。尚、バイク通学は禁止する。
- (2) 必ず所定の時刻までに登校し、遅刻した場合は所定の方法により、授業担当の先生に連絡する。
- (3) 下校時刻

月～金 通年 17:00

下校時刻以後、部活動、委員会、ホームルーム等の活動を行うものは、それぞれの顧問、または、HR担任の指導により行う。以上の活動に参加しないものは、下校時刻以後は残らないこと。

- (4) 休日に登校して校舎を使用する場合は、次の事項を必ず守る。
 - ア. 集団の場合は、あらかじめ届けを出しておく。
 - イ. 教室を使用する場合は、関係職員の許可を受ける。
 - ウ. 火気の使用は厳禁する。

3. その他

- (1) 欠席、欠課、早退、遅刻は、あらかじめ明らかな場合は、HR担任に届け出る。事後においては、生徒手帳の連絡欄に所要事項を保護者が記入の上、HR担任に提出する。
- (2) 親族の死亡による忌引は、HR担任に届け出る。
- (3) 学校の施設、設備はていねいに扱い、器具類は使用后必ず所定の場所に整頓しておく。もし汚損したときは、すみやかに係の先生に届け出る。
- (4) 金銭その他貴重品は、必ず身につけておくことを原則とし、必要により多額の現金を所持する場合は、HR担任に預ける。
- (5) 生徒用ロッカーを十分に利用し、紛失などしないよう努める。鍵は必ずかけておくこと。
- (6) 遺失物は、すべて係の先生に届け出る。遺失物は所定の手続きを経て、係の先生から受け取る。
- (7) 登校後の外出は、原則として認めない。ただし、必要ある場合は、外出届にその旨を書き、HR担任または関係ある先生の許可を受けて外出する。
- (8) 生徒手帳は常に携帯する。